

寡婦(夫)控除みなし適用申立書

(施設等利用給付認定用)

令和 年 月 日

徳島市長様

申請者(保護者)

住所 徳島市

氏名

印

- 1 婚姻によらず母又は父となっている。
- 2 婚姻歴がない。
- 3 現在婚姻(事実婚を含む。)をしていない。
- 4 扶養親族である人又は生計を一にする子がいる。
- 5 合計所得金額が500万円以下である。

上記1～5にあてはまるため、寡婦(夫)控除のみなし適用を申し立てます。

令和 年 月 日

氏名

印

児童名

生年月日

平・令 年 月 日

【注意事項】

- 1 みなし適用は、認定に必要な税情報の基準年度が切り替わる8月末まで有効です。
9月以降については、あらためて本申立てを行う必要があります。
- 2 生活保護を受給している方、または市町村民税が既に非課税の方は対象外です。
- 3 世帯の状況等に変更があった場合には、速やかに市役所担当課まで申し出てください。